

対象期間短縮！

2011年

7月末着工分まで

住宅エコポイント



【住宅エコポイントとは】

2009年12月8日に、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、「住宅版エコポイント制度の創設」が盛り込まれました。エコリフォームまたはエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できます(エコ住宅の新築においては一戸あたり一律30万ポイントとなります)。

今回の対象期間短縮により、

◎住宅エコポイントは、2009年12月8日から2011年7月31日までに着工した新築住宅が対象となります。

※当初の想定を大きく上回るたくさんの申請があり、「環境対応住宅の普及」という制度の目的が早期に達成される状況となってきたため、ポイントが発行される工事の対象期間が5ヶ月短縮されました。(5/13正式発表)

【ポイントが発行される工事の対象期間】

(変更前) **平成23年12月31日**までに着工・着手した新築・リフォーム工事



(変更後) **平成23年7月31日**までに着工・着手した新築・リフォーム工事

新築

変更前

平成21年12月8日～
平成23年12月31日までに建築着工※1したものを



変更後

平成21年12月8日～
平成23年7月31日までに建築着工※1したものを

平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り、
ただし、太陽熱利用システムの設置について申請する場合は、
建築着工※1が平成23年1月1日以降の工事のみ対象です。

※1 根切り工事または基礎杭打ち工事の着手

リフォーム

変更前

平成22年1月1日～
平成23年12月31日までに工事着手※2したものを



変更後

平成22年1月1日～
平成23年7月31日までに工事着手※2したものを

平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り、
ただし、窓や外壁等の断熱改修と一体的に行う住宅設備の
設置工事は工事着手が平成23年1月1日以降の
工事のみ対象です。

※2 ポイントの発行対象工事を含む工事全体の着手



ポイントの申請期限及び交換期限は変更ありません。

《ポイントの申請期限及び交換期限》

工事の種類	建物の種類	ポイントの申請期限	ポイントの交換期限
新築	一戸建ての住宅	平成24年6月30日	平成26年3月31日
リフォーム	一戸建ての住宅・共同住宅等	平成24年3月31日	

注) 対象期間を短縮することにより、期間中に着工・着手した対象工事については、すべてポイントを発行できるものと考えておりますが、万が一、ポイント申請期限までに申請額が予算額に達した場合は、その時点でポイント発行を終了することとなります。